

# 監査委員意見書

平成28年3月16日

広島県監査委員

## 目 次

1	繰り返される不適切事案の再発防止策等	1
2	公共工事の適正な執行	2
3	使用されていない重要物品の処分と設置スペースの有効活用	3
4	個人情報管理の徹底	3
5	特別会計に係る財務書類の作成・公表	4
6	新地方公会計制度への対応	4
7	監査結果に対する措置等の状況	5
	別紙 監査結果に対する措置等の状況	7

## 1 繰り返される不適切事案の再発防止策等

監査委員は、これまで、不適切事案等について、定例監査等の結果の通知・公表や、意見書において、改善を求めてきたところであり、これらを受けて、県では、研修会・講習会の開催や通知などにより、職員の意識改革や指導の徹底に取り組んでいるところである。

しかしながら、今年度の監査において、「過去の監査で指摘した事案が、同じ所属で再度発生した事案」「担当者の異動に伴い、年度をまたぐ事務引継ぎが不十分であったために発生した不適切な事案」「過去のテーマ監査で全庁的に指摘・意見等をした事案が、複数の機関において発生した事案」「事務処理に係る認識・知識不足や、組織内での情報共有・スケジュール管理が不十分であったために発生した不適切な事案」等が見受けられたところである。

監査において指摘・指導等した事案については、組織として再発防止に取り組むとともに、事務引継ぎが適切に行われるよう、引継項目の文書化や管理職員との共有化を徹底していただきたい。

また、各機関において、指摘等を受けた事案への対応のみにとどまることのないよう、管理職員は、他機関での指摘等についても自らの機関での改善につなげるとともに、関係法令等の理解と遵守について職員への徹底を図り、適正な事務処理に向けた組織マネジメントを発揮していただきたい。

### 【繰り返される不適切事案等の事例】

- 過去の監査で指摘した事案が、同じ所属で再度発生した事案
  - ・ 諸手当の認定に係る現況確認の未実施
  - ・ 行政財産使用料の徴収手続の遅延
- 担当者の異動に伴い、年度をまたぐ事務引継ぎが不十分であったために発生した不適切な事案
  - ・ 道路・河川等占用料の徴収漏れ
- 過去のテーマ監査で全庁的に指摘・意見等をした事案が、複数の機関において発生した事案
  - ・ 産業廃棄物の委託契約における不適切な事務処理（平成25年度テーマ監査）
- 事務処理に係る認識・知識不足や、組織内での情報共有・スケジュール管理が不十分であったために発生した事案
  - ・ 建設事業負担金の納入遅延

## 2 公共工事の適正な執行

監査委員は、平成25年度の監査において、「適正な契約手続の徹底」「適正な工事監督の徹底」「厳格な工事検査と内部統制の徹底」などについて、重点的に意見を述べたところである。

これらを受けて、県では、これまで標準工期に関する明確な定めがなかった一部の工事について、適正な標準工期を設定したほか、コンプライアンス研修を実施するなど、公共工事の適正な執行に向けた取組が進められているところである。

しかしながら、今年度の監査において、契約、監督、検査等のいずれの項目に関しても、不適切な事案が多数見受けられたところである。

また、昨今、免震ゴムの性能偽装や杭工事のデータ偽装等の問題など、工事の安全性や信頼性を揺るがす事案が相次いで発覚したところである。

については、公共工事の適正な執行を確保するため、今一度、職員一人ひとりが問題意識を高めるとともに、関係法令等の遵守はもとより、組織として複数での厳格な工事監督を行い、公正・客観性を担保した検査の徹底を図っていただきたい。

また、工事監督や検査を適正に実施するためには、これらの業務に従事する技術職員の技術力の維持・向上が不可欠であり、これまでに蓄積してきたノウハウの継承に加え、最新技術の習得など、技術職員の更なる人材育成に努めていただきたい。

### 【今年度の監査で見受けられた不適切な事案】

- 契約に係る事案
  - ・ 請書が未作成
  - ・ 所定の特約事項が契約書に未添付
- 監督に係る事案
  - ・ 監督員の指定・通知が未実施
- 検査に係る事案
  - ・ 中間検査が未実施
  - ・ 書類不備の状態で作成通知書を受理
  - ・ 完了検査の結果が未通知
- その他事案
  - ・ 特約事項、仕様書等に基づき受注者が提出すべき書類が未提出

### 3 使用されていない重要物品の処分と設置スペースの有効活用

監査委員は、これまで、平成 18 年度の監査において、高額備品の検査事務のフォローアップの必要性を、また、平成 23 年度の監査においては、使用されていない物品の活用促進や、県全体で備品の情報を共有できる仕組みの拡充について、意見を述べたところである。

これらを受けて県では、使用予定のない備品の有効活用や売払い・廃棄について、各所属へ通知するとともに、物品リユース制度の導入、インターネットオークションを活用した売払いなどの取組が進められているところである。

しかしながら、今年度、県の研究機関や県立学校の監査において、老朽化や故障等の理由で、長期間使用されていない重要物品が多数見受けられたところであり、これらの物品は、労働安全面や施設スペースの有効活用の観点からも問題となっているところである。

については、使用されていない重要物品の更なる全庁的な有効活用を推進するとともに、有効活用先がないものについては、売払いや廃棄処分を積極的に推進していただきたい。

### 4 個人情報管理の徹底

本県では、平成 16 年に「広島県個人情報保護条例」を制定し、県の機関の個人情報の取扱ルールを定めるとともに、総務局において、毎年度、個人情報保護に関する研修を実施するなど、管理の徹底に向けた取組が行われているところである。

しかしながら、過去においては、県立学校での指導要録や出席簿等の紛失事案、県民のメールアドレスの流出事案等が発生しており、今年度においても、東部県税事務所職員による納税者の個人情報の漏えい、西部子ども家庭センターが作成した個人情報が記載された書類の流出事案が発生したところである。

また、今後、マイナンバー制度の本格導入も始まることから、個人情報の管理の重要性がより一層高まっているところである。

については、不適切事案の発生原因を分析した上で、再発防止策を全庁で共有するとともに、個人情報の適正な管理と情報漏えいの防止に向けて、チェック体制の構築や、外部委託先への適切な指導等の取組を徹底していただきたい。

## 5 特別会計に係る財務書類の作成・公表

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、平成 25 年 12 月から貸借対照表が作成・公表されたところであるが、港湾機能施設整備事業も含めた、特別会計全体に係る財務書類は、いまだ作成・公表されていない。

また、平成 26 年度に、一般財団法人広島県農林振興センターから県営林事業費特別会計に移管した分収造林事業については、平成 27 年 6 月に損益計算書ベースの収支計画は作成・公表されているが、資産評価が不十分で、貸借対照表や資金収支計画が作成されていないため、資産や負債の状況等が把握できない状況となっている。

このため、港湾特別整備事業費特別会計については、臨海土地造成事業はもとより、港湾機能施設整備事業についても財務書類を作成・公表し、会計全体の経営状況の透明化を図っていただきたい。

また、県営林事業費特別会計については、一般財団法人広島県農林振興センターから分収造林事業を移管した際に整理した負債に関するストック情報を明らかにし、適正な資産評価を行った上で、貸借対照表や資金収支計画を作成・公表し、更なる財務情報の開示に取り組んでいただきたい。

## 6 新地方公会計制度への対応

平成 27 年 1 月に、国から全ての地方公共団体に対し、「統一的基準による地方公会計マニュアル」が示されるとともに、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、統一的基準による財務書類を作成するよう要請が行われたところである。

統一的基準による財務書類は、団体間比較を可能とし、財政の効率化・適正化に資するものであることから、予算編成や公共施設マネジメントをはじめ、資産の適正な管理などに幅広く活用するとともに、県民への説明責任を果たすためにも、分かりやすい財務情報の提供に努めていただきたい。

また、統一的基準による財務書類の有効活用や、県民への説明責任が十分に果たせるよう、新地方公会計制度について職員全体への周知を図るとともに、複式簿記等の知識を持つ職員の育成に努めていただきたい。

## 7 監査結果に対する措置等の状況

平成 26 年度定例監査・テーマ監査の指摘事項等並びに平成 25 年度及び平成 24 年度定例監査・テーマ監査の未改善事項の計 127 件に対する執行機関の措置等の状況を確認したところ、「改善済み・改善見込み」が 72 件 (56.7%)、「改善に着手」が 45 件 (35.4%) となっている。(別紙「監査結果に対する措置等の状況」参照)

改善が図られた主なものとしては、

- ・ 契約に関する適正な事務処理の徹底
- ・ 備品の管理に関する適正な事務処理の徹底

などが挙げられる。

また、改善が不十分であり、引き続き、取組状況の報告を求める主なものとしては、

- ・ 未利用県有地の利活用の推進
- ・ 県の機関における産業廃棄物の適正処理を推進する体制の構築

などが挙げられる。





## 監査結果に対する措置等の状況

## 1 監査結果に対する措置等の状況

## ○ 平成24年度から平成26年度における総括

監査結果のフォローアップとして、平成26年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第199条第12項）、平成24年度及び平成25年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

平成24年度から平成26年度までの確認対象となった件数は、合計127件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が72件で、改善率にして56.7%となっている。

（平成25年度及び平成26年度のフォローアップにおける改善率は、それぞれ75.8%、87.7%であった。）

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分			確認対象件数			措置等の状況				
			24年度	25年度	26年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
26年度 指摘・ 改善事項	定例 監査	県機関	/	/	66	53	12	1	0	0
		出資法人等			13	10	2	1	0	0
		小計			79	63	14	2	0	0
	テーマ監査※	15			0	8	7	0	0	
	計	94			63	22	9	0	0	
25年度 指摘事項・ 意見	定例 監査	県機関	136	9	6	3	0	0	0	
		出資法人等	20	3	0	3	0	0	0	
		小計	156	12	6	6	0	0	0	
	テーマ監査※	520	17	2	14	1	0	0		
	計	676	29	8	20	1	0	0		
24年度 指摘事項・ 意見	定例 監査	県機関	183	3	1	0	1	0	0	
		出資法人等	32	4	2	1	1	0	0	
		小計	215	7	3	1	2	0	0	
	テーマ監査※	114	5	1	0	1	0	0		
	計	329	12	4	1	3	0	0		
合計			/	127	72	45	10	0	0	

※ 「措置等の状況」欄のうち「その他」とは、執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるものなどである。

※ 平成26年度テーマ監査（未利用県有地等の利活用及び処分）

平成25年度テーマ監査（公共工事の完成状況、県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況）

平成24年度テーマ監査（公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務）

## 2 改善が図られた主な事項

### (1) 支出に関する事務処理等の不適正な事項について（平成 26 年度定例監査）

履行確認が不十分なものや変更契約手続を行っていないなど、契約に係る事務処理や関係書類に不備があったものなどについて、要綱や手引き等に基づく規定内容を再確認し、適正な事務処理の徹底が図られた。（会計管理部ほか計 30 件）

### (2) 備品の管理について（平成 26 年度定例監査）

備品の管理において、備品出納簿に記録管理すべき備品の登録が行われていないもの、不用の決定及び廃棄の手続きが行われていないものなどについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（会計管理部ほか計 6 件）

## 3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

### (1) 未利用県有地の利活用の推進（平成 26 年度テーマ監査）

財産管理課が作成している未利用地リストについて、県庁内 LAN を活用するなど庁内での情報共有を進めるなど、未利用地の利活用の促進を図る必要がある。

また、道路、公園、水路として市町において公共施設として利用されている未利用県有地について、庁内の関係機関の貸付状況を把握し、貸付事務手続の軽減の観点からも、施設管理者（市町）へ譲渡する方針を定める必要がある。（総務局）

### (2) 県の機関における産業廃棄物の適正処理を推進する体制の構築（平成 25 年度テーマ監査）

県の機関における産業廃棄物の処理については、本年度においても契約書を作成しなければならないにも関わらず契約書を作成していないなどの不適正な事例が見られるため、県庁全体として適正かつ効率的な取組みを推進する必要がある、関係部局は積極的にリーダーシップを発揮し、適正処理を推進するための体制を構築していく必要がある。（会計管理部、総務局及び環境県民局）

#### <確認基準>

区 分	内 容	摘 要
改善済み	監査結果を基に改善の措置を講じ、改善を終えたもの。	その後の取組状況の報告を求めない
改善見込み	監査結果を基に改善中で、改善が確実であると見込まれるもの。	
改善に着手	監査結果を基に改善に着手しているもの。	その後の取組状況の報告を求める
検討に着手又は検討していく	監査結果を基に改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているもの。	
取り組んでいない	監査結果に基づく取組みがなされていないもの。（改善も検討もしていないもの）	
その他	上記以外のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関の考え、見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの</li> <li>・監査と執行機関との考え、見解に相違があるもの</li> <li>・その他</li> </ul>	—

(参考) 年度別措置状況等について

1 平成26年度定例監査・テーマ監査に対する措置の状況

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分		指摘事項・ 改善を求める 事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
本 庁	指摘事項	17	16	1	0	0	0
	改善を求める事項	15	9	6	0	0	0
	計	32	25 (78.1%)	7 (21.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
地 方 機 関	指摘事項	25	24	1	0	0	0
	改善を求める事項	9	4	4	1	0	0
	計	34	28 (82.4%)	5 (14.7%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		66	53 (80.3%)	12 (18.2%)	1 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 指摘事項とは、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（軽微なものを除く）

注2 改善を求める事項とは、指摘には至らないが、改善を求めるもの（長期未納のうち改善を求めるものを含む）

注3 合計の（ ）内は、指摘事項・改善を求める事項の件数に対する割合

【出資法人等】

(単位：件)

区分		指摘事項・ 改善を求める 事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項		7	6	1	0	0	0
改善を求める事項		6	4	1	1	0	0
合計		13	10 (76.9%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	意見	措置状況				
		改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
未利用県有地等の利活用 及び処分状況	15	0	8	7	0	0
合計	15	0 (0.0%)	8 (53.3%)	7 (46.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

## 2 平成 25 年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

### (1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
本庁	指摘事項	31	1	0	0	0	0
	意見	16	4	2	2	0	0
	計	47	5	(60.0%) 3	(40.0%) 2	(0.0%) 0	(0.0%) 0
地方 機関	指摘事項	74	1	0	0	0	0
	意見	15	3	2	1	0	0
	計	89	4	(66.7%) 3	(33.3%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合計	136	9	(66.7%) 6	(33.3%) 3	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

注 未改善事項とは、指摘事項・意見のうち、昨年度の公表時点で改善が不十分であったもの

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	20	3	0	3	0	0	0
意見	0	0	0	0	0	0	0
合計	20	3	(0.0%) 0	(100.0%) 3	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

### (2) テーマ監査

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
公共工事の完成状況	34	3	0	2	1	0	0
県の機関が排出する 産業廃棄物の処理 状況	486	14	2	12	0	0	0
合計	520	17	(11.8%) 2	(82.4%) 14	(5.9%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0

### 3 平成24年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

#### (1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本庁	指摘事項	46	0	0	0	0	0	0
	意見	16	1	0	1	0	0	0
	計	62	1	(0.0%) 0	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
地方機関	指摘事項	106	0	0	0	0	0	0
	意見	15	0	0	0	0	0	0
	計	121	0	0	0	0	0	0
合計	183	1	(0.0%) 0	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	25	1	0	1	0	0	0
意見	7	1	1	0	0	0	0
合計	32	2	(50.0%) 1	(50.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

#### (2) テーマ監査

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務状況	114	1	0	1	0	0	0
合計	114	1	(0.0%) 0	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0